

分類項目

(1) 財源徴収方式（税か社会保険か）

以下7論文を考察する限り、公的年金制度の「財源徴収方式」については、基礎年金部分の財源を税に求めるのが多数意見であると見受けられる。ただし、税の徴収方式については、所得税方式とすべきか、消費税方式とすべきかで意見が分かれている。なお、税方式に対する反対意見では、公的年金が生活保護制度化すること、加入者の権利義務が不明確になることが懸念されている。

学識経験者名	西岡三夫（朝日新聞社総合研究センター主任研究員）
文献タイトル	「信頼と調和」の年金制度を——持続可能な仕組みの構築をめざして
出 典	朝日総研リポート 143 pp. 128-143（朝日新聞社 朝日新聞社総合研究センター）
主張・提言の内容	税方式は公的年金の生活保護制度化につながりかねないから、加入者の権利義務を明確化するため、低額・低率の保険料を支払う社会保険方式が望ましい。また、社会保障制度の一元化を行うとともに税制改革を実施し、最終保険料の上限を明示すべきである。給付水準については、必要に応じて税金で機動的に給付を補填する柔軟な「拠出建て」を検討すべきだ。
学識経験者名	村上清
文献タイトル	年金制度の選択（東洋経済新報社）
出 典	—
主張・提言の内容	公的年金は、国民に一定水準の老後収入を保証し、その限度で安心を与えるものである。この点に関して、現在の年金制度は一定の役割を果たしていると言って良い。空洞化・3号被用者問題など問題の多くは、納付を税方式にすることで解決される。現行制度のような逆進的な定額負担ではなく、各人の能力に応じた負担がなされるような徴収体系にすべきである。
学識経験者名	田近栄治（一橋大学経済学部教授）
文献タイトル	日本の年金改革—「国民共通の基礎年金」と「基礎年金を超える年金の民営化」—
出 典	季刊・社会保障研究 Vol. 34, No 2 pp. 165-173（国立社会保障人口問題研究所）
主張・提言の内容	基礎年金部分については職種を問わない共通の制度とし、給付は一律、負担は能力に応じた形にして所得再分配機能を発揮させるべきである。そのためには財源は税に求めるべきだ。執行上は消費税のほうがよいが再分配の程度を高めるためには所得税のほうがよい。
学識経験者名	牛丸聰（早稲田大学政治経済学部教授）、荒木万寿夫（一橋大学経済研究所助手）、木滝秀彰・吉田充志・伊藤寛・飯山義司（経済企画庁経済研究所研究官）
文献タイトル	新たな基礎年金制度の構築に向けて
出 典	経済分析 政策研究の視点シリーズ 13（経済企画庁経済研究所）
主張・提言の内容	基礎年金は支給事由別に制度を分離し、老齢基礎年金については従前所得とは関係なく、公的責任のもとで生活費の基礎部分を保証する一律給付とすべきだ。財源については保険原理を排除し、賦課方式に純化して、負担能力に応じた所得税方式で調達するのが望ましい。また、報酬比例部分は基礎年金を補完するものとして積立方式・公営で運営されるべきだ。

学識経験者名	(日経連)
文献タイトル	《資料》日経連・年金改革の基本方向（全文）
出 典	週間年金実務 1998 年 1305 号 pp. 36-47
主張・提言の内容	公的年金の基本構造は 1 階部分を定額給付・全額税方式（目的間接税）・賦課方式とし、2 階部分を報酬比例給付・社会保険方式・積立方式とする。
学識経験者名	中川秀空
文献タイトル	基礎年金の財源問題
出 典	調査と情報（国立国会図書館調査及び立法考査局）
主張・提言の内容	基礎年金を全額国庫負担の税方式にして、一定要件を満たす者全てに受給資格を与えれば、空洞化・専業主婦・学生の問題は解決する。その財源に消費税を求める意見が多い。消費税を年金に充てることを制度的に保証すれば、消費税の引き上げに対する国民的理解を得られやすいと思われるからである。ただし、各主体の負担の増減などについて幅広い議論が必要である。
学識経験者名	高山憲之
文献タイトル	公的年金制度～残された課題と将来展望～
出 典	月刊福祉 84(1)（全国社会福祉協議会）
主張・提言の内容	基礎年金の財源として増税が可能なのは事実上消費課税に限られている。消費課税は、貯蓄・投資には課税しないので、経済成長への影響が最も小さいと言われており、負担を現役世代だけに押し付けることもない。また税方式にすると、現在の第 1 号、第 2 号、第 3 号の区分はなくなり、「女性と年金」をめぐる問題の半分は解消される。

分類項目

(2) 運営方式（積立方式か賦課方式か）

以下11論文を考察する限り、公的年金制度の「運営方式」については、基礎年金部分と報酬比例部分からなる「2階建て方式」の意義を認め、報酬比例部分（2階部分）を積立方式とするのが望ましいという見解でほぼ一致している。しかし、いわゆる「二重の負担」の処理をめぐって積立方式に純化すべきか否かでは意見が分かれている。基礎年金部分（1階部分）については、多数が賦課方式で賄うのが望ましいとしているが、一方で、賦課方式では終身の年金を保障するという最大の目的を達成できなくしてしまうとし、基礎年金についても積立方式で運営すべきとの少数意見もある。

学識経験者名	若杉敬明
文献タイトル	年金財政の課題と将来(「医療・年金・介護等の現状と将来」特集——年金等理論編)
出 典	週刊社会保障 [ISSN:13435736] 54(2098) 2000.8.7 p102・105 (法研)
主張・提言の内容	基礎年金と報酬比例部分の二階建て構造はそれなりの意義を持っているが、支給水準の引き下げ・支給開始年齢の弾力化が望まれる。企業年金については、税優遇などのインセンティヴなどよりは、むしろ長期雇用に合致した確定給付型と、雇用の流動化に適した確定拠出型の両財政方式を柔軟に組み合わせることができるような制度構築が求められている。
学識経験者名	井堀利宏（東京大学大学院経済学研究科教授）
文献タイトル	高齢化社会と年金のあり方
出 典	Eco レポート 24. pp. 1-25 (統計研究会)
主張・提言の内容	公的年金が長生きのリスクをカバーするセーフティネットであると考えれば、支給開始年齢を70～75歳程度に引き上げる方法がある。支給開始年齢までは、働かないにしても自助努力で賄うようにし、そのために報酬比例部分は積立方式に純化させるべきだ。これは、若い人の不公平感を緩和とともに、消費税率の引き上げ幅等の財源問題の困難さも減らすことになる。
学識経験者名	八田達夫（大阪大学社会経済研究所教授） 小口登良（専修大学商学部教授）
文献タイトル	年金改革論 積立方式へ移行せよ
出 典	(日本経済新聞社)
主張・提言の内容	複数の政策目的を公的年金のみで達成しようとする賦課方式は、終身の年金を保証するという最大の目的を達成できなくしてしまう。将来給付の20%削減や基礎年金目的税等から成る「統合積立案」または「統合一律化案」といった改革案により、2150年には完全積立が達成され、将来世代の支払超過率を大幅に引き下げができる。どちらの案でも、基礎年金は積立方式・税方式で運営される。

学識経験者名	牛丸聰（早稲田大学政治経済学部教授）吉田充志・伊藤寛・瀬沼雄二・飯山養司・草嶋隆行（経済企画庁経済研究所研究官）
文献タイトル	公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性
出 典	『経済分析』161号（経済企画庁経済研究所）
主張・提言の内容	インフレや一般生活水準の上昇によるリスクへの対応を2階部分にまで求めるのは後代世代の負担を重くさせるから、積立方式で対応しうるリスク対応に限定すべきだ。長生きのリスクは世代内でシェアすべきである。2階部分の賦課方式から積立方式への移行に伴い生じるする200兆円余りの純債務は、厚生年金の被保険者が上乗せ保険料で負うべきである。
学識経験者名	清家篤（慶應義塾大学商学部教授）、山田篤裕（国立社会保障・人口問題研究所）
文献タイトル	Pension Rich の条件
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	公的年金制度が事実上賦課方式で運営されていることを考えれば、公的年金の受給額が過去の職歴を反映してよいかどうかは議論の余地がある。最低限の生活を保障する基礎年金部分と報酬比例部分にはっきりと分け、基礎年金部分は賦課方式もしくは税で賄い、報酬比例部分は掛け金立ての完全積立方式とすべきである。
学識経験者名	(経団連)
文献タイトル	《資料》経団連・「国民が信頼できる年金制度の再構築を」
出 典	週間年金実務 1998年1303号 pp. 35-45
主張・提言の内容	基礎年金部分は、未加入者問題の解消のためにも、間接税による賦課方式によって国民全体で負担する。給付水準は将来的に引き上げる。 報酬比例部分は積立方式を原則とすることが望ましく、最終的には民営化してゆくべきである。給付水準は、国民が納得できる範囲で切り下げていくことはやむを得ない。
学識経験者名	宮島洋
文献タイトル	年金制度の信頼性（講演要旨）
出 典	週間年金実務 2000年1419号 pp. 19-22
主張・提言の内容	筆者としては積立方式にある程度魅力を感じながらも、現在のところは、修正賦課方式（あるいは修正積立方式）を基礎とした上で公的年金の持続性を維持することに一番関心がある。また、持続可能性を高めるためには、年金受給権を維持した上で、所得税によって給付調整をする年金課税の導入が不可避である。
学識経験者名	清家篤・岩村正彦 編（中里実）
文献タイトル	年金制度改革の論点
出 典	（財）社会経済生産性本部 生産性労働情報センター）
主張・提言の内容	公的年金のあり方は、セーフティネットとしての賦課方式による基礎年金と、積立方式による報酬比例部分を組み合わせたものとすべきだ。人口構造に対し中立的であること、保険料負担の裾野を拡大しうること、企業年金、特に確定拠出年金など個人の選択の自由を大きくし、ライフスタイルに対し年金が中立的であるようにすることなどを重視するからだ。

学識経験者名	神橋園子
文献タイトル	世代重複モデルと公的年金
出 典	経済研究（大阪府立大学） 1999年45巻1号 pp. 113-132
主張・提言の内容	人口成長率が非常に大きければ賦課方式が、小さければ積立方式が好ましい。また、純粹賦課方式より混合方式の方が経済厚生を高める可能性が高い。人口成長率が利子率よりも高い現在、もっとも経済厚生を高める可能性が高い年金方式は純粹積立方式である。しかし、移行時の「二重の負担」を考えれば、賦課方式よりは経済厚生の高い、混合方式の導入が現実的であろう。
学識経験者名	牛丸聰（早稲田大学教授）
文献タイトル	公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性
出 典	租税研究 2000年611号 pp. 27-40
主張・提言の内容	1階部分は賦課方式で租税財源とする。2階部分は賦課方式から積立方式へ移行させる。2階部分の運営は民営化すべきでないが、資産運用はできるだけ資金委託者に利するように民間運用期間に委ねるのがよい。 積立方式への移行に際して生じる年金純債務は、国民全体ではなく、被保険者が納める保険料に上乗せして負担を求める。
学識経験者名	佐藤文友
文献タイトル	老後の生活保障と政府の役割 一世界銀行の年金民営化論を通した考察
出 典	季刊 年金と雇用 Vol. 17 No. 3 (年金制度研究開発基金)
主張・提言の内容	年金制度のあり方は、その社会の価値観・政治哲学によって決められる。個人の自由・自己決定を重視する考え方に立つと、拠出と給付がリンクした制度、積立方式・拠出建て・個人勘定となる制度が望ましい。他方、社会の連帯と結果の平等を重視する考え方に立つと、能力に応じ負担し必要に応じ給付し、政府による所得再分配を進める立場となり、賦課方式・世代間世代内の再分配を伴う制度が望ましい。

分類項目

(3) 厚生年金の2階建て部分の運営方式（民営化か公的制度か）

以下7論文を考察する限り、「厚生年金の2階建て部分の運営方式」については、民営化賛成論と反対論との明確な対立がある。政府は国民の老後における最低限度の所得保障（ナショナルミニマムの確保）を目的とする基礎年金部分に限定し、報酬比例部分については自助努力と自己選択、また受給権確保を重視する観点から、確定拠出型年金等を導入すべきであるというのが民営化賛成論の主張である。一方、民営化反対論は、あくまでも社会保障の充実によって経済におけるビルトインスタビライザーの確立が本筋であると主張している。なお、民営化賛成論においては、「二重の負担」の処理に関する具体策も提示されている。

学識経験者名	横谷宏史
文献タイトル	公的年金民営化の可能性
出 典	生命保険経営 67(1) 1999.1 pp. 40-58 (生命保険経営学会)
主張・提言の内容	以下2つの理由から公的年金民営化は不可能ではなく、近未来に必ず議論の俎上に上ることとなるだろう。①民営化により各世代の給付拠出比率は改善する、②基礎年金部分について5~6%、報酬比例部分については3~2%の消費税引き上げと永久国債で国家財政面では均衡を維持することができ、標準的な世帯でのにおけるネットの負担増はわずかなものとなる。
学識経験者名	(経済同友会)
文献タイトル	〈ニュースの目〉内閣に年金委員会設置を——経済同友会が年金制度改革で提言
出 典	週間社会保障 2000年 54巻 2082号 p. 21
主張・提言の内容	現役世代の負担を軽減するため、基礎年金のみを国家に残し、報酬比例部分を民営の確定拠出年金に移行させる、公的年金制度の抜本的改革を行うべきだ。
学識経験者名	(関西経済同友会)
文献タイトル	年金制度全体の抜本改革を早急に実行すべき (関西経済同友会の提言)
出 典	週間年金実務 1999年 1337号 pp. 9-11
主張・提言の内容	公的年金はナショナルミニマムに限定した基礎年金部分のみとし、報酬比例部分は完全積立方式で民営化すべきだ。確定拠出型年金の導入、受給権保護の観点から情報開示や財政検証などを盛り込んだ「日本版エリサ法」の早急な制定を求める。
学識経験者名	清家篤・岩村正彦 編 (中里実)
文献タイトル	年金制度改革の論点
出 典	(財)社会経済生産性本部 生産性労働情報センター)
主張・提言の内容	日本の年金の実態は賦課方式であり、老年者の若年者搾取がおこる。それを避けるためにも、公的年金というのは生存できる最低限にとどめて、団塊の世代が無くなるまでの30年の間私的年金でつなぐというのが現実的であろう。積立方式に戻すというのはそれ自体困難であるし、また積み立てた資金を国がうまく運用できるとは思えない (中里実)。

学識経験者名	小塩隆士
文献タイトル	年金民営化への構想（日本経済新聞社）
出 典	—
主張・提言の内容	政府が運営する公的年金は、老後における最低限度の所得保障を目的とする基礎年金部分に限定し、賦課方式で運営する。そのうえで、報酬比例部分は段階的に民営化し、個人勘定をベースとする積立方式の仕組みとする。「二重の負担」問題を軽減するため、賦課方式部分を徐々に縮小して保険料負担を軽減し、その一方で個人勘定への積立を進めるという段階的な民営化を実施する。
学識経験者名	木村陽子（奈良女子大学生活環境学部助教授）
文献タイトル	第13回「共済協会セミナー」報告 日本の社会保障と年金問題
出 典	共済と保険 41(8) pp. 16-27 (共済保険研究会)
主張・提言の内容	厚生年金の民営化は、日本ではあまり支持を受けないと考えられる。 基礎年金部分には目的税型消費税が入るのではないかと思う。雇用の流動化の進展等を考慮すれば、現在の民間保険と公的年金の税制上の差を見直し、老後貯蓄に課税優遇措置の枠を与える等の施策が必要だろう。
学識経験者名	本間照光（青山学院大学経済学部教授）
文献タイトル	自縛自縛の年金「選択肢」——厚生年金民営化論が教える公的年金の本筋
出 典	賃金と社会保障 No. 1232 pp. 17-22 (労働旬報社)
主張・提言の内容	「民営化」は、国民年金の空洞化、無年金者問題、学生・第3号被保険者問題、代行部分の破綻、自主運用の利差損といった危機を招いた自己責任・保険原理を徹底する方策であり、公的年金の自爆である。 著しく低い国と企業の負担のあり方、負担能力に応じた負担、必要に応じた給付、社会保障の充実による経済におけるビルトインスタビライザーの確立という本筋を選択しなければならない。

分類項目

(4) 世代間の公平性

以下4論文を考察する限り、公的年金における「世代間の公平性」については、報酬比例部分の削減や税による調整など徴収・給付の適性化により、所得再分配機能を強化し不公平性を解消すべきとする意見と、公的年金から所得再分配機能を切り離し、受給権を確保すべきとする意見との異なる二つの方向が提示されている。さらに、社会保障の理念を踏まえれば、世代間の不公平性や公的年金の有利不利、損得論を論じること自体が適切でないとする主張もみられる。

学識経験者名	金子能宏（国立社会保障人口問題研究所社会保障応用分析研究部第3室長） 山本克也（国立社会保障人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員）
文献タイトル	公平性の基準と厚生年金改革の効果
出 典	季刊・社会保障研究 Vol. 36 No. 3 pp. 435-45（国立社会保障人口問題研究所）
主張・提言の内容	世代間の公平性を維持するための給付抑制方法としての報酬比例部分の削減は世代内の所得再分配政策の観点から評価できる。諸外国の動向からみても、給付の適正化を報酬比例部分の望ましいあり方から検討し、世代間の公平性と世代内の公平性を両立させる政策の展開が重要である。
学識経験者名	八田達夫（大阪大学社会経済研究所教授）
文献タイトル	厚生年金の積立方式への移行
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	世代間不公平の解決のためには積立方式へ移行すべきである。完全積立方式の移行への批判はいずれも根拠に欠ける。また、賦課方式を維持し続けることは年金制度の存続自体を政治的に危うくする。公的年金制度を保険の原点に戻して保険料率を前倒しして引き上げ、再分配部分を分離することで抜本的年金改革の第1歩が始まる。
学識経験者名	小口登良（専修大学商学部教授）
文献タイトル	基礎年金の財源と受給及び負担の世代間格差
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	基礎年金の財源を、所得税・消費税のいずれに求める場合も、厚生年金加入者については全世代で生涯純受給率は改善し、改善の幅は後の世代ほど大きくなる。世代間の不平等解消効果は所得税のほうが大きい。また、税率をより長期にわたって固定したほうが世代間の不平等解消効果は大きい。
学識経験者名	杉野剛司（厚生年金基金連合会常務理事）
文献タイトル	公的年金における世代間の負担の公平は必要か
出 典	関西経協 52(11) pp. 4-8（関西経営者協会）
主張・提言の内容	以下3つの理由から、世代間の負担の公平とか、公的年金の有利不利や、ましてや損得論まで発展することは適切でない。 ①現在の受給世代は保険料を支払った期間が短く、インフレなどのために払い込んだ保険料は小さく評価されている、②現在の受給世代はその親を私的に扶養したことを評価されていない、③教育や社会資本等を将来世代は享受できる。

分類項目	(5) 女性の年金問題（2号被保険者の保険料、就業形態変化への対応）
------	------------------------------------

以下6論文を考察する限り、女性の年金問題、とりわけ第3号被保険者制度の問題については、単に専業主婦（サラリーマンの妻）の優遇という不公平観に立脚して制度是正を主張するのではなく、女性が自らの意思で人生設計をすることができ、既婚女性の能力を十分に発揮することができる社会環境をつくるために必要な改革案が示されている。改革案は、専業主婦が独立した被保険者として保険料を納めるべきとするもの、第二号被保険者の保険料に上乗せすべきとするもの、受給権を分割すべきとするものなどがある一方で、全額国庫負担による基礎年金制度を確立し、問題それ自体を解消しようとするものもある。

学識経験者名	駒村康平
文献タイトル	論評 女性の年金制度改革について
出 典	週刊社会保障 [ISSN:13435736] 55(2120) 2001.1.22 p24・27(法研)
主張・提言の内容	<p>政策基準として社会保険制度の資源配分に対する中立性を重視するならば、以下3つの改革をばらばらではなく、一括して行うことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被用者保険の基礎年金部分における応益負担原則の強化。 ②専業主婦も報酬比例年金の形成に貢献していることを考慮し、夫婦間の「年金分割」の仕組みを組み込む。 ③賦課方式の年金制度のもとでは、年金からの子育て支援の給付を行うか、子育て中の世帯に対して、専業・共働きを区別なく保険料の減額措置を行う。
学識経験者名	杉井静子（弁護士・東京／三多摩法律事務所）
文献タイトル	「女性の年金」不公平論を整理する——第三号被保険者（専業主婦）問題の見方・考え方——
出 典	賃金と社会保障 No. 1235 pp. 25-34 (労働旬報社)
主張・提言の内容	家庭責任というハンディキャップをハンディキャップとしない社会の形成を基本思想とすべきだ。家計を立ち行かせるために働くパート主婦が増え、無年金者が現状に鑑みれば、全額国庫負担（税金でまかぬ。国民からは無拠出）の基礎年金制度を確立し、第3号被保険者問題を解決すべきだ。これは個人単位の社会保障制度を創る第一歩である。
学識経験者名	石川昭子
文献タイトル	女性の年金についての改革諸提案
出 典	女性と労働 1999年8月29号 pp. 6-21
主張・提言の内容	第三号被保険者制度は制度ができる以前の現実をふまえると不適切な制度である。サラリーマンの妻は国民年金の独立した被保険者として全員保険料を納めるのを原則とする一方、育児期間中の母親に対しては無条件に保険料を免除すべきである。それが困難であれば、専業主婦を持つ夫の保険料のうち半分は、妻の保険料であったと擬制して考えることとし、専業主婦を妻を持つ夫にもっと関心を持ってもらうための策でもある。

学識経験者名	袖井孝子（お茶の水女子大学教授、「女性と年金検討会」座長）
文献タイトル	〈インタビュー・この人に聞く〉女性の社会進出等の変化に適応した制度を構築
出 典	週間社会保障 2000年54巻2102号pp.4-5
主張・提言の内容	第三号被保険者制度をどう考えるのかが大きな課題となる。また、遺族年金の改革も大きな課題である。遺族年金では専業主婦が優遇されすぎており、逆に女性の社会進出を妨げている。第三号被保険者制度により女性の年金権が確立したと厚生省はいうが、あの形が果たして良かったのかどうかは未だに疑問が残る。
学識経験者名	国広陽子（武蔵大学社会学部助教授）
文献タイトル	女性と年金をめぐって
出 典	国際労働運動 2000年30巻9号pp.16-21
主張・提言の内容	第三号被保険者制度における矛盾を解決し、既婚女性の能力を十分に発揮して働きやすい環境を作り出す方法としては、①第三号被保険者制度を解消し、第一号被保険者として本人が保険料を負担する方法（個人単位化）②第三号被保険者制度を残し、第二号被保険者である配偶者の保険料に上乗せする方法（夫婦単位化）がある。
学識経験者名	和泉信俊
文献タイトル	女性と年金の問題に見る新しい働き方、暮らし方への模索 — 年金の“個人単位化”という観点から
出 典	労働と経済（共文社）
主張・提言の内容	公的年金を始めとする社会保障・社会保険制度では、誰にとっても損得がないのが重要なのではなく、社会的セーフティネットとして、誰もが納得できる制度であることが重要である。第3号被保険者の問題の本質的な解決のためには、年金や社会保険といった社会システムの改革だけではなく、企業、社会のさまざまなレベルで社会の枠組みを大きく変え、女性が自らの意思で、自分の人生設計を選択できるような社会システムが目指されるべきである。

分類項目

(6) 労働環境・就業形態変化への対応（適用もれ）

以下3論文を考察する限り、年金制度の「労働環境・就業形態変化への対応」については、高齢者の就業や転職行動への対応が重要課題として認識されている。公的年金制度の持続性を担保するための支給開始年齢の引き上げと引退年齢の上昇は一体でなければならず、そのためにはキャリア形成の環境整備も必要となる。また、転職行動に対して中立な賃金・退職金・税制・企業年金制度の確立が求められており、とりわけ確定拠出型の企業年金制度の創出は不可欠であるとしている。

学識経験者名	駒村康平（東洋大学経済学部助教授）、渋谷孝人（第一生命保険）、浦田房良（第一生命保険）
文献タイトル	—
出 典	年金と家計の経済分析（東洋経済新報社）
主張・提言の内容	公的年金制度への信認を回復させるためには、若年・中年家計の支持も得ることのできる持続可能で透明度の高い公的年金制度の見通しを、早期に提示することが不可欠である。そのためには公的年金の守備範囲を限定し、賦課方式を縮小する長期計画が必要である。また、老後就業の計画を立てやすくするためにも、キャリア形成など人的資本計画の整備も必要である。
学識経験者名	田村正雄（野村総合研究所年金マネジメント研究会事務局長）
文献タイトル	視点・年金改革と60歳代前半層の就労
出 典	JR gazette 58(4) pp. 58-61（交通新聞社）
主張・提言の内容	年金給付規模に関しては、支給開始年齢の引き上げが最も財政効果が大きい。長期的には高齢者の就労への期待の強まりが予想される。このことが支給開始年齢に見合う引退年齢引き上げをもたらすだろう。 ただし、個々人の事情はさまざまであるから、老後所得を確保するために企業年金、確定拠出年金等の私的年金の比重が高まると思われる。
学識経験者名	大竹文雄（大阪大学社会経済研究所助教授）
文献タイトル	退職金税制と労働市場
出 典	季刊・社会保障研究 Vol. 34, No 2 pp. 174-180（国立社会保障人口問題研究所）
主張・提言の内容	退職金の税制優遇措置が日本の転職率を抑制しているという実証結果を踏まえれば、雇用形態の多様化に考慮して、転職行動に対して中立的な制度変更が必要である。様々な賃金・退職金・企業年金制度や、あるいは転職行動による税制上の格差を解消するために、確定拠出型の企業年金制度の創設は不可欠である。

以下8論文を考察する限り、公的年金における「積立金の役割」については、その運用のあり方が中心的な論点となっており、厚生省による自主運用に対して否定的な見方をするものが多数意見のようである。その論拠は大きく3つある。第一に、自主運用のリスクが大きすぎること、第二に、運用収入による保険料の抑制よりも、むしろ計画的な取り崩しの方が効果的かつ安全だということ、第三に、効率的な運用よりも、社会基盤形成に役立つ運用を優先すべきだというものである。なお、少数意見ながら、海外投資も含めリスク性資産への投資を積極的に認めようとする意見もある。

学識経験者名	坂口正之（大阪市立大学教授）
文献タイトル	年金制度改革の課題と展望
出 典	週間社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61
主張・提言の内容	1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」では、厚生省が年金積立金の自主運用を担当することになったが、これには第一に、年金福祉事業団の積立金運用の失敗による約一兆円の累積赤字の責任が不明確となること、第二に、運用主体の、厚生省や民間金融機関等からの独立性・中立性に疑問があること、そして第三に、この議論の前提として、そもそも膨大な積立金の保有の是非を問う必要がある、ということである。
学識経験者名	貝塚啓明
文献タイトル	年金改革と積立金運用
出 典	季刊 年金と雇用 Vol.18 No.2 (年金制度研究開発基金)
主張・提言の内容	公的年金は確定給付ではない。長期的に見ればかなり変動する公的年金の積立金というのは、給付の準備金という性格をもつ。したがって、公的年金では企業年金におけるように、「確定拠出であるから積立金が必要でその運用は安全資産で」という議論は成立しない。
学識経験者名	松永誠一
文献タイトル	公的年金の積立金の運用はいかにるべきか 自主運用の問題と課題（上）
出 典	総合社会保障 36(1) (社会保険新報告社)
主張・提言の内容	厚生省は保険料の引き上げを前倒して積立金を増やし、その運用収益により世代間の不公平を是正したいとしているが、実際には困難で、むしろインフレによって世代間の不公平をもたらしかねない。積立方式ならば民間でも十分対応可能であり、国がわざわざ財テクを行いリスクを負う必要はない。
学識経験者名	松永誠一
文献タイトル	公的年金の積立金の運用はいかにるべきか 自主運用の問題と課題（下）
出 典	総合社会保障 36(2) (社会保険新報告社)
主張・提言の内容	年金積立金はリスクをとるべきでないというわけではないが、厚生省が積立金を自主運用するのであれば、責任準備金という概念をもち、資産運用のリスク管理を行える会計制度を整えるべきである。また、確固たる財政基盤の確立と年金財政の検証、情報公開が必要である。

学識経験者名	中川秀空
文献タイトル	年金積立金運用問題
出 典	調査と情報（国立国会図書館調査及び立法考查局）
主張・提言の内容	平成11年7月に国会に提出された改正法案では、厚生省下に設立する年金資金運用基金によって年金積立金の運用を行わせるとしたが、これに関しては、①必要以上に巨大な積立金が蓄えられる、②公的資金の株式市場投入で、経済に悪影響が与えられる、③市場運用によるリスクの存在、④運用による損失に対する責任が不明確、⑤市場運用に関わるコスト（受託金融機関への手数料など）の発生などが問題点として挙げられる。
学識経験者名	塩田幸雄
文献タイトル	年金改革と積立金運用の問題について
出 典	季刊 年金と雇用 Vol. 18 No. 2 (年金制度研究開発基金)
主張・提言の内容	年金積立金の運用は、その市場での効率的な運用に徹すべきだとする意見がある一方、安全確実運用の原則の下に社会の基盤形成に役立てるべきだとする意見もある。公的年金の原点に立ち返ってこの問題を考えるなら、積立金は被保険者のために市場で有利に運用するだけでなく、社会の基盤形成に役立つような運用もすべきである。
学識経験者名	須藤博
文献タイトル	企業年金との比較における公的年金の積立金運用について
出 典	季刊 年金と雇用 Vol. 18 No. 2 (年金制度研究開発基金)
主張・提言の内容	公的年金積立金については、海外投資も含め、リスク性資産への投資をしてはならないという理由はない。株式投資に際しても、被保険者の利益の増大という観点から、年金基金が運用受託機関を通じた間接的な議決権行使を期待できる仕組みを検討すべきである。
学識経験者名	西沢和彦（さくら総合研究所環境高齢社会研究センター主任研究員）
文献タイトル	年金積立金 139兆円は計画的に取り崩せ 一保険料抑制効果を試算する一
出 典	さくら総研調査報告 2000年 Vol. 3 pp. 55-78
主張・提言の内容	年金積立金の利用方法としては、運用収入による保険料抑制が想定されているが、計画的な取り崩しの方が効果的かつ安全である。保険料の水準と変動を抑制できるほか、運用期間の明確化、手数料の軽減により運用手数料の有利性をも享受できる。積立金がなくなった後の対応、リスクの個人への転嫁等の問題は残るもの、運用収入による保険料抑制よりは、適した戦略であると思われる。

分類項目	(8) 保険料水準（引き上げ、引き下げ、凍結）
------	-------------------------

以下2論文を考察する限り、公的年金の「保険料水準」については、短期的な経済政策の観点から操作するのは不適切であり、そもそも保険料率の操作によっては公的年金制度が直面する問題を解決することはできないということである。

学識経験者名	坂口正之（大阪市立大学教授）
文献タイトル	年金制度改革の課題と展望
出 典	週間社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61
主張・提言の内容	1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」では、長引く深刻な不況を考慮する緊急避難的措置として、厚生年金・国民年金などの保険料の凍結が図られたが、長期にわたる財政計算に基づく公的年金制度を短期的な経済政策や景気対策に用いるのは問題である。また、凍結解除の時期が明確でないところも問題である。
学識経験者名	橋本恭之（関西大学経済学部教授）
文献タイトル	年金改革のシミュレーション分析
出 典	国際税制研究 2000年4号 pp.91-97
主張・提言の内容	1997年12月5日に厚生省の発表した「21世紀の年金を選択する——年金改革・5つの選択肢——」に提示された5つの案に従ってシミュレーションを行った結果、年金改革の課題を、保険料率の操作など年金制度の改革のみでクリアしようとするこの限界が示された。年金問題の解決には、年金制度改革と連動した、年金税制の見直しが不可欠である。

分類項目	(9) 国庫負担の意義・水準
------	----------------

以下1論文を考察する限りには、基礎年金における国庫負担の引き上げにはその目的も、財源の裏付けも不明瞭だということになる。

学識経験者名	坂口正之（大阪市立大学教授）
文献タイトル	年金制度改革の課題と展望
出 典	週間社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61
主張・提言の内容	1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」では、基礎年金の国庫負担を二分の一まで引き上げることが提案されたが、この目的は明確ではなく、財源を何に求めるかもはっきりしていない。基礎年金においては税方式が望ましいと考えられるが、基礎年金制度への国民の信頼性が揺らいでいることが最大の問題である。

分類項目

(10) その他

【世代内部の不平等を軽減する保険制度】

学識経験者名	大竹文雄（大阪大学社会経済研究所）、斎藤誠（大阪大学経済学部）
文献タイトル	人口高齢化と消費の不平等度
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	長寿化は生涯を通じて直面する不確実性の度合いを高めるので、追加的に引き受けるリスクを軽減する保険制度が必要になろう。前世代の不平等を引き継ぐ形で、続く世代内の不平等が広がっているとき、「生まれながらの不平等を拡大させない」との国民の合意が形成されれば、資産所得税や相続税を強化しなければならないかもしれない。

【介護保険の保険機能と所得分配機能】

学識経験者名	木村陽子（奈良女子大学生活環境学部）
文献タイトル	介護費用の推計とその経済効果
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	介護保険は保険機能と所得再分配機能を持っているが、①個人単位化されていない、②保険料軽減措置の他制度との整合性がない、③世代間再分配が残存している、④公定価格制度のもとで競争が行われにくい、⑤サービスの質が保証されていない、といった問題が残存している。

【医療保険制度の一元化】

学識経験者名	岩本康志（京都大学経済研究所）
文献タイトル	試案・医療保険制度一元化
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	今後避けられない医療費の増加への対処を考える前に、制度間財政格差の問題の解決は不可欠である。8つに分離している医療保険制度には、医療費・負担水準・公費負担・財政調整の格差が存在している。制度間格差を解決するには一元化による対策しかない。国民全体で一つの医療保険制度をつくることが理想だ。

【失業給付の見直し】

学識経験者名	八代尚宏（上智大学国際関係研究所）、二上香織（日本経済研究センター）
文献タイトル	雇用保険制度改革と高齢者就業
出 典	八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』（日本経済新聞社）
主張・提言の内容	現行の雇用保険制度がもたらす諸問題は、失業給付に伴うモラルハザードの問題を新たな制度創設によって対応してきたことに原因がある。雇用保険財政の負担も考慮すれば、モラルハザードを防ぐように、失業給付自体を見直す必要がある。例えば、①失業給付の非年金化、②求職期間に応じて給付を遞減させる、③失業給付の後払いやローン化、等の方法がある。

【給付水準の引き下げ】

学識経験者名	駒村康平（東洋大学経済学部助教授）、渋谷孝人（第一生命保険）、浦田房良（第一生命保険）
文献タイトル	—
出　　典	年金と家計の経済分析（東洋経済新報社）
主張・提言の内容	厚生年金の給付水準の引き下げは、所得代替率が約7割に達していることを考慮すれば当然の措置であり、豊かな高齢者の相対的な引き下げ幅が大きい報酬比例部分のみの引き下げも妥当である。基礎年金については現行どおりの賃金スライドが望ましい。年金支給年齢の引き上げは、65歳定年が定着する見通しが立っていないこと、高齢者の再就職は健康問題もあり楽観できないことを踏まえればリスクが高い。

【短期的な改革提言】

学識経験者名	堀勝洋
文献タイトル	年金制度の再構築
出　　典	—
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○二階部分の給付水準を引き下げる。 ○公的年金の所得についても課税し、諸保険料も徴収する。 ○在職老齢年金については妥当だが、退職後の年金は妥当ではない。 ○支給開始年齢は65歳に完全引き上げる。 ○60～64歳に対するいわゆる部分年金は廃止し、繰上げ・繰下げ年金のみに一本化する。 ○障害者・長期加入者・船員・坑内員に対する支給開始年齢の特例を廃止。 ○繰上げ（繰下げ）年金の減額（増額）率を数理的に適正なものに見直す。 ○物価スライドは、消費税率の引き上げに伴う物価上昇分を差し引いて行う。賃金スライドは可処分所得スライドとするのがよい。 ○第三号被保険者制度は合理的な制度であるが、今後女性の就労を促進して第三号被保険者制度の必要性を減じるべきではある。現在の所は第三号被保険者の範囲を狭めることで問題点に対応せざるを得ない。 ○遺族基礎年金を妻にだけ支給するという制度は現在の所まだ存在意義がある。 ○厚生年金の保険料の賦課および年金額の算定基準はボーナスを含めた賃金とすべき。子の扶養・親の介護のための休業時には被保険者・雇用者とも保険料を免除にすべき。企業による高齢者の雇用率に応じて保険料率に差を設けるメリット制の導入が望ましい。 ○国民年金の悪質滞納者に対し、強制徴収を一罰百戒的な意味で実行する。国民年金は任意加入ではなく、保険料徴収容易化のためにも税方式にすべき。 ○公的年金制度の一元化をすすめ、厚生年金と共済年金とを統合する。 ○国際年金通算協定の早期締結。

【長期的・抜本的な改革提言】

学識経験者名	堀勝洋
文献タイトル	年金制度の再構築
出 典	—
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の実態では、社会保険制度の方が社会扶助の制度よりメリットが多い。また、消費税の福祉目的税化は、財政の硬直化を招き、適当でない。 ○ 積立方式より賦課方式が良い。公的年金のすべてを現在の修正積立方式から完全積立方式に移行するのは、「二重の負担」と利回りの予測困難性から、可能でもなければ望ましくもない。 ○ 公的年金は確定給付が望ましい。私的年金は確定拠出のものがあって当然。 ○ 保険料は賃金比例とし、1階部分として定額で賦課方式の基礎年金を支給し、2階部分として物価・賃金スライドも行う賃金比例年金を支給すべき（現行制度に類似）。公的年金が定額部分だけになると、定年退職後所得が急激に下がってしまう。 ○ 厚生年金基金が、運用予定利率を自主的に決定できるようにする。それと共に、基金が国から免除を受けた保険料で適切な積立金が確保されているかどうかを常に検証すべきである。 ○ 修正積立方式をとっている我が国の制度においては、厚生年金による公的年金の代行制度は正当なものである。

【各政党の改革案】

学識経験者名	自民党（社会部会長・鈴木俊一氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年までに基礎年金の国庫負担率を二分の一に引き上げる。 ○ 基礎年金は年金目的税化した消費税から財源をまかなうべきである。 ○ 景気の動向を踏まえ、保険料は引き下げではなく凍結。 ○ 確定拠出型年金制度の導入。
学識経験者名	民主党（厚生部会長・朝日俊弘氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金国庫負担率の二分の一への引き上げと、それによる保険料の引き下げを提案。将来的には基礎年金につき全額税方式とすることも提案。 ○ 給付水準は、現役世代の手取り年収の六割程度を確保。 ○ 厚生年金の支給開始年齢は現行60歳を維持。

学識経験者名	公明党（厚生部会長・福島豊氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金の財源は、全額、税方式とする。当面は国庫負担率の二分の一への引き上げを提案。これにより厚生年金保険料は大幅な引き下げが可能。 ○報酬比例部分は、段階的に積立方式へ移行。 ○企業年金の統一的な基本法の制定を検討。
学識経験者名	共産党（厚生部会長・児玉健次氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金の国庫負担率を二分の一に引き上げる。 ○百三十兆円を超える年金積立金の運営を民主的な運営に。 ○高齢者や女性の社会進出を支援し、保険料を支払う人を増やす。
学識経験者名	自由党（国民生活社会保障部会長・藤井裕久氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金、高齢者医療、介護の三つを提供する広義の保険の仕組み「社会保障税方式」を提唱する。 ○当面、まず基礎年金の国庫負担を、消費税を財源に、二分の一に引き上げ、保険料を下げたい。
学識経験者名	社民党（国民生活部会長・清水澄子氏）
文献タイトル	〈特別企画〉政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改革——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」
出 典	週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27
主張・提言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金の国庫負担は、平成11年度に二分の一にすべきである。将来的には、基礎年金は全額国庫負担の税方式とすべきである。 ○景気対策として減税を実施するのであれば、保険料はしばらく凍結する。 ○厚生年金の部分年金の支給開始年齢を遅らせることについては、現状では受け入れられない。

【少子高齢社会における年金のあり方】

学識経験者名	清家篤・岩村正彦 編 (麻生良文、北村行伸 他)
文献タイトル	年金制度改革の論点
出 典	((財) 社会経済生産性本部 生産性労働情報センター)
主張・提言の内容	<p>少子化・高齢化の問題とは、基本的には公的年金制度が賦課方式で運営されていることから生じる問題である。この問題の解決のためには少子化対策(=出生率の回復策)は現実的でなく、賦課方式の年金制度を廃止することが望ましい(麻生良文)</p> <p>高所得の高齢者には相応の社会保障負担を求めるのがよい。世代間の公平性に関する基準をはっきりさせた上で、制度改革を早急に行う必要がある(北村行伸)。</p>

【厚生年金基金制度の代行部分返上問題】

学識経験者名	坂口正之 (大阪市立大学教授)
文献タイトル	年金制度改革の課題と展望
出 典	週間社会保障 1999年53巻2036号 pp. 56-61
主張・提言の内容	1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」では、厚生年金基金制度の代行部分返上がうかがえるが、今後の債務を引き継いだ基金連合会も自力更正が困難であり問題が多い。運用規制の緩和は必要だが、受給者保護の点では問題がある。また、基金という分断された公法人が公的年金を代行することを前提にした論議であるが、そのような設計が果たして適切なのかどうかがまず問われねばならない。

2 分類項目別 論文の要旨